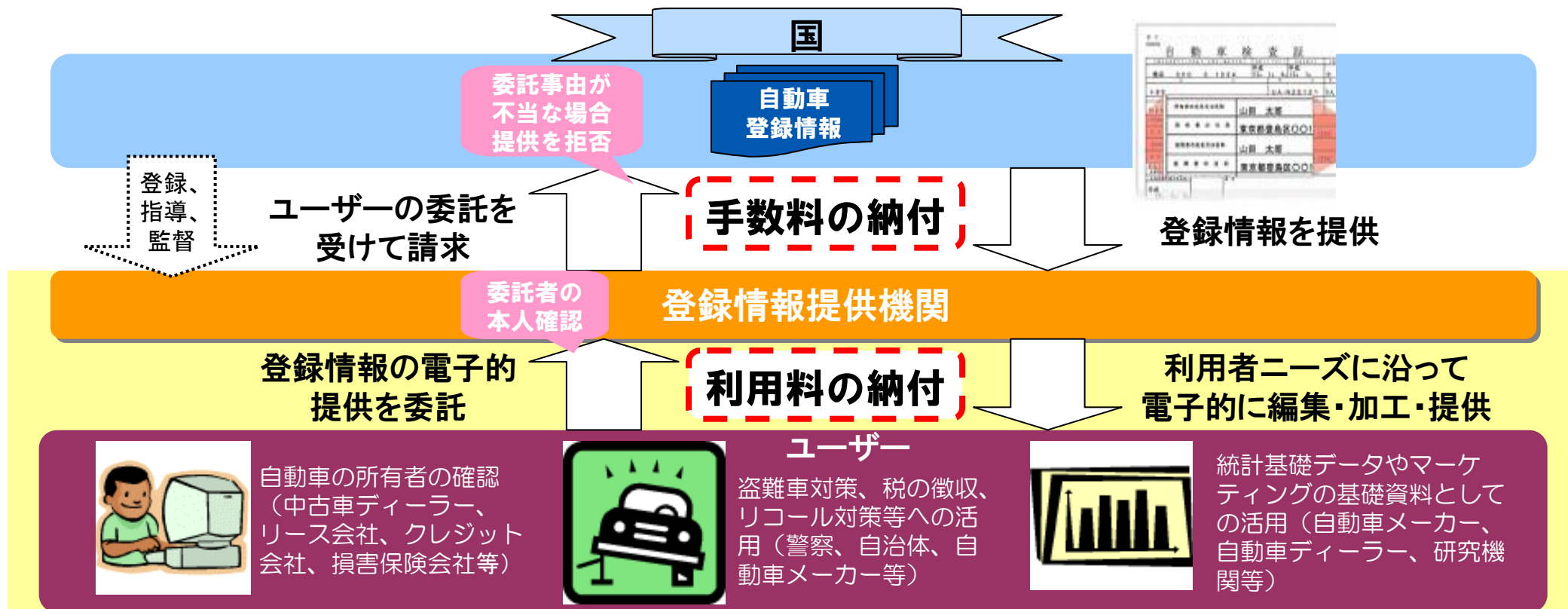


自動車登録情報の電子的提供制度について

現在、書面（登録事項等証明書）で提供している自動車登録情報を、パソコン等により簡便に確認・利用することを可能とするため、**個人情報保護対策※**を強化した上で、登録情報提供機関を通じて電子的に提供する制度

※所有者等情報の個人情報を含む登録情報の請求に係る委託の際には、原則として「自動車登録番号」の他に「車台番号」の明示が必要

登録情報の適切な利活用による「くるま社会」における利便性の向上



これまでの経緯等

- 平成18年 5月19日：道路運送車両法改正（電子的提供制度の創設）
- 平成19年11月18日：改正道路運送車両法施行
- 平成20年 1月30日：（財）自動車検査登録情報協会を登録情報提供機関に登録
- 平成20年 4月 1日：電子的提供制度の実運用開始（予定）